

上場株券の市場第一部銘柄指定基準

(目的)

第1条 本所が、市場第一部銘柄の指定を行うについてはこの基準によるものとする。

(指定の特例)

第2条 株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)又は株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」という。)において市場第一部銘柄に指定されている株券のうち、本所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

2 株券上場審査基準第4条第3項(第2号及び第4号を除く。)の規定の適用を受ける株券(外国株券を除き、市場第一部銘柄の上場会社が同項第1号、第3号又は第5号に規定する行為の当事者である場合に限る。)のうち、本所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。

3 市場第二部銘柄の上場会社が市場第一部銘柄の上場会社を吸収合併する場合又は市場第一部銘柄の上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合においては、当該市場第二部銘柄の上場会社の株券のうち本所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定するものとする。

4 前各項に規定するほか、新規上場申請者(社会資本整備市場及びJASDAQへの新規上場申請者を除く。)の上場申請に係る株券のうち、本所が適当と認めるものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

(指定基準)

第 3 条 前条に規定する場合を除き , 市場第一部銘柄の指定は , 市場第二部銘柄のうち , 次の第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号並びに本所が別に定める事項に適合し , かつ , 第 6 号又は第 7 号に適合するものを対象として行うものとする。

(1) 株式の分布状況

次の a から c までに適合すること。

- a 一部指定の時までに , 浮動株式数 (株券上場審査基準第 4 条第 1 項第 1 号 a に規定する浮動株式数をいう。以下この条において同じ。) が 2 万単位以上となる見込みのあること。
- b 一部指定の時までに , 浮動株式数が上場株式数の 35% 以上となる見込みのあること。
- c 一部指定の時までに , 株主数 (株券上場審査基準第 4 条第 1 項第 1 号 c に規定する株主数をいう。) が 2,200 人以上となる見込みのあること。

(2) 浮動株時価総額

一部指定日における浮動株時価総額が 20 億円以上となる見込みのあること。

(3) 売買高

本所 , 東京証券取引所又は名古屋証券取引所に上場されている場合 , 次のとおりとする。

- a 本所のみに上場されている株券については , その株券の最近 3 か月間及びその前 3 か月間のそれぞれの期間における月平均売買高が 200 単位以上であること。
- b 本所及び東京証券取引所又は名古屋証券取引所に上場されている株券については , その株券の最近 3 か月間及びその前 3 か月間のそれぞれの期間における月平均売買高が , いずれか 1 か所において 200 単位以上か又は 2 か所の合計が 250 単位以上であること。

c 本所、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場されている株券については、その株券の最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高が、いずれか1か所において200単位以上か又は3か所の合計が300単位以上であること。

(4) 上場時価総額

一部指定日における上場時価総額が40億円以上となる見込みのあること。

(5) 純資産の額

上場会社の直前事業年度の末日における純資産の額が、10億円以上であること。

(6) 利益の額

最近2年間の利益の額の総額が5億円以上であること。

(7) 時価総額

一部指定日における時価総額が500億円以上となる見込みのあること。ただし、最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く。

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

a 上場会社が、最近5年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと

b 上場会社の最近5年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに各事業年度における四半期会計期間及び各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書（特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）において、公認会計士又は監査法人の「無限定適正意見」若しくは「除

外事項を付した限定付適正意見」又は「無限定の結論」若しくは「除外事項を付した限定付結論」(特定事業会社にあっては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」及び「除外事項を付した限定付意見」を含む。)が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

c 次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。

- (a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。
- (b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

付 則（抄）

1 この基準は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和52年9月30日から施行する。

付 則

この基準は、昭和53年4月1日から施行する。

1 この基準は、昭和57年10月1日から施行する。

2 この基準施行の日(以下「施行日」という。)前の決算期における株式の分布状況については、なお従前の例による。

3 額面金額が50円の株式で、1単位の株式の数が1,000株未満である場合には、第3条第2号bに規定する上場株式数について、昭和60年10月1日以後最初に到来する決算期まで、株券上場審査基準第4条第1

項第1号aのかっこ書の規定に基づく株式数の読み替えを行わないものとする。

- 4 施行日以後1年以内に到来する決算期における第3条第2号の規定の適用については、同号中「最近2事業年度の末日」とあるのは「最近1事業年度の末日」とする。
- 5 施行日以後1年以内に到来する決算期において第3条第2号bの規定に適合しないときは、当該決算期の直前決算期につき、改正前の第3条第2号の規定を適用する。この場合において、改正前の第3条第2号中「最近2事業年度の末日」とあるのは「最近1事業年度の末日」とする。
- 6 昭和58年10月1日以後1年以内に到来する決算期における第3条第2号bの規定の適用については、同号b中「最近2事業年度の末日」とあるのは「最近1事業年度の末日」とする。
- 7 額面金額が50円の株式又は額面金額が50円の株式から転換された無額面株式で、1単位の株式の数が1,000株未満である場合には、第3条第4号に規定する1株当たり利益配当は、昭和60年10月1日以後最初に終了する事業年度まで、5円以上とする。

付 則

- 1 この基準は、昭和58年4月1日から施行し、同日以後に行う市場第一部銘柄の指定に係る審査から適用する。
- 2 昭和59年2月末日以前に到来する決算期に係る審査において、改正後の第3条第3号の規定に適合しないときは、改正前の第3条第3号の規定を適用する。

付 則

この基準は、昭和58年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、昭和61年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成5年8月10日から施行する。

付 則

この基準は、平成8年1月1日から施行し、同日以後に行う市場第一部銘柄の指定に係る審査から適用する。

付 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成8年12月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成9年1月1日から施行し、平成8年11月中に審査対象決算期を迎えた上場株券の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成10年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年3月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成11年2月1日から施行し、平成10年11月中に審査対象決算期を迎えた上場株券の審査から適用する。

付 則

1 この基準は、平成11年8月1日から施行する。

2 改正後の規定(第3条第8号を除く。)は、この基準施行の日以後改正後の第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える上場株券から適用する。

3 改正後の第3条第8号の規定は、平成11年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等並びに平成12年4月1日以後に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸

表等について適用し，平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては，なお従前の例による。ただし，平成11年4月1日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等又は平成12年4月1日前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等について，上場会社の有価証券届出書，有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等が，財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第21号）による改正後の財務諸表等規則若しくは連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第22号）による改正後の連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）により作成されている場合又は中間財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第23号）による改正後の中間財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）若しくは中間連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）により作成されている場合は，当該財務諸表等又は中間財務諸表等から適用する。

付 則

この基準は，平成12年3月15日から施行する。

付 則

- 1 この基準は，平成13年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず，改正後の第3条第2号bただし書の規定は，この基準施行の日以後，第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える上場会社から適用する。

付 則

この基準は，平成13年11月26日から施行する。

付 則

この基準は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成15年1月1日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。ただし、当該申請に基づく市場第一部銘柄への指定は平成15年4月1日前には行わないものとする。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成14年10月末日前に第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える上場会社については、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この基準施行の日の前日までに上場申請された銘柄については、改正前の第2条第1項の規定は、なお効力を有する。

付 則

この基準は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成15年3月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。
- 2 平成11年2月1日改正付則第2項を削る改正規定は、この基準施行の日以後に開始する事業年度を直前事業年度として市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う者から適用する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成19年1月1日から平成19年2月28日までに直前事業年度の末日等（改正前の第3条第1項第1号に規定する直前事業年度の末日等をいう。）が到来した上場会社については、なお従前の例によることができる。

付 則

この基準は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第8号a及びbの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日よりも前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条第8号cの規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。

付 則

- 1 この基準は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1号、第2号、第4号及び第7号の規定は、この改正規定施行の日以後に市場第一部銘柄への指定の申請を行う上場会社から適用する。

付 則

この基準は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年1月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成23年1月31日から施行する。
- 2 この基準施行日の前日において、市場第二部に指定されている上場会社の発行する株券が、東京証券取引所又は名古屋証券取引所における市場第一部銘柄に指定されている場合であって、本所が適当と認めるものについては、当該銘柄を市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

付 則

この基準は、平成24年5月28日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄の指定の申請を行う上場株券の発行者の審査から適用する。

付 則

この基準は、平成25年1月1日から施行する。